

日野市公金管理運用基準

改正 令和 7 年 8 月 14 日 令和 7 年度日会計第 64 号市長決定

日野市公金管理運用方針を適用する際の具体的な判断等の基準を次のとおり定める。

1 公金管理運用の対応策

(1) 金融機関の選択

市が預託あるいは購入(以下「取引」という。)する安全な金融機関は、次の基準を満たしている金融機関で、別紙「金融機関経営状況調査」から総合的に判断する。

取引の決定は、事前に金融機関から収集した金利等の情報をもとに、運用資金及び運用を予定している金融商品の特性に応じた有利な方法を選択する。

また、危険の分散を図るため、金融機関は指定金融機関を除き、特定の金融機関に取引が偏らないようにする。

なお、取引期間中に基準を満たせなくなった場合は、途中解約等を検討する。

ア 次に掲げる条件を全て満たす銀行(預金保険法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する銀行(株式会社ゆうちょ銀行(郵政民営化法(平成 17 年法律第 97 号)第 94 条に規定する郵便貯金銀行をいう。以下同じ。))を除く。))及び同項第 2 号に規定する長期信用銀行をいう。))

① 自己資本比率が、国際統一基準適用金融機関は 8%以上、国内基準適用金融機関は 4%以上であること。

② 金融商品取引法(昭和 23 年法律第 25 号)第 2 条第 36 項に規定する信用格付業者の長期債の格付けが、投資適格等級以上であること。

イ 次に掲げる条件を全て満たす信用金庫等(預金保険法第 2 条第 1 項第 3 号から第 8 号までに掲げる金融機関をいう。))。ただし、当該信用金庫等の開示された経営状況の内容が著しく劣っていない場合又は当該劣っている内容の改善がみられる場合は、この限りでない。

① 自己資本比率が 6%以上であること。

② 不良債権比率が 10%以下かつ自己資本比率の範囲内であること。

③ 不良債権の保全率が 80%以上であること。

ウ 株式会社ゆうちょ銀行(ただし、定額郵便貯金及び定期郵便貯金に預け入れる場合に限る。))

エ 次に掲げる条件を全て満たす証券会社(金融商品取引法(昭和 23 年法律第 25 号)第 2 条第 9 項に規定する金融商品取引業者をいう。))

① 金融商品取引法(昭和 23 年法律第 25 号)第 2 条第 36 項に規定する信用格付業者の長期債の格付けが投資適格等級であること。

② 金融商品取引法(昭和 23 年法律第 25 号)第 46 条に規定する自己資本規制比率が 200%以上であること。

(2) 金融商品の選択

ア 歳計現金及び歳入歳出外現金

翌月末残高が支払準備金の合計額に 10 億円以上の余裕が確実に見込まれる場合、その超える範囲内で 12 月以内の定期性預金(定期預金及びマルチコーラブル預金)で運用することができる。

なお、金融商品の選択に当たっては、運用収益の予想額が最も多い商品とする。

イ 基金

資金は、公金管理委員会にて各基金の運用状況をもとに決定し、資金の運用可能期間により以下の基準にて運用することができる。

ただし、公金管理委員会や市長が特に認めた場合は除く。

① 短期運用可能資金は、次の基準により運用することができる。

(ア) 金融商品は、定期性預金(定期預金及びマルチコーラブル預金)とする。なお、金融商品の選択に当たっては、運用収益の予想額が最も多い商品とする。

(イ) 預託期間は、12 月以内とする。

(ウ) 預託金額は、指定金融機関を除き、指定代理金融機関は 10 億円、その他金融機関は 3 億円を限度とする。

② 長期運用可能資金は、次の基準により運用することができる。

(ア) 金融商品は、債券(国債、地方債、地方金融機構債及び政府関係機関債の新発債または既発債)または定期性預金(定期預金及びマルチコーラブル預金)とする。なお、金融商品の選択に当たっては、運用収益の予想額が最も多い商品とする。ただし、地方債、地方金融機構債及び政府関係機関債は、発行団体の財務状況により判断する。

(イ) 取引期間は、20 年以内とする。

(ウ) 債券の額面は 5 億円を限度とし、購入価格は額面金額以下とする。定期性預金の預託金額は、指定金融機関を除き、指定代理金融機関は 10 億円、その他金融機関は 3 億円を限度とする。

(3) 保管する金融商品の解約

定期性預金及び債券は、原則として満期償還日まで保管するものとする。ただし、次に掲げる事由が生じた場合には、例外的に途中解約及び債券の途中売却を行うことができる。

ア 歳計現金等の余裕資金及び積立基金をやむを得ない事情により運用を取りやめて、歳計現金等の支払若しくは積立基金の取崩し等を行わなければならない場合。

イ 金融環境の変化により、運用中の金融商品より有利な運用が確実に見込まれる場合。

ウ 安全な金融機関の条件を満たさなくなった場合。

エ 保有する債券の価格が上昇し、売却益が見込まれる場合。

(4) 資金調達の方法

歳計現金に不足が見込まれる場合、次の基準にて、基金担当部署へ組替運用を依頼し、了承を得た後、組替運用を行うものとする。

ア 組替運用の対象となる基金は、財政調整基金、減債基金、職員退職手当基金、公共施設等整備基金、福祉あんしん基金、介護給付費準備基金、環境緑化基金、ごみ処理関連施設及び周辺環境整備基金、土地区画整理事業基金、都市計画事業基金、新選組関連資料収集基金、日野市立病院整備基金及び気候変動対策事業基金とする。

イ 組替額の単位は、10 万円単位とする。

ウ 組替額は、各基金の残高を限度額とする。

エ 組替期間は、当該年度内(組替運用する日の属する年度の 3 月 31 日まで)とする。

オ 歳計現金と基金の預入れ先である普通預金(決済性預金)が同一の口座であることから、歳計現金に組替えている期間の利子は、支払わないものとする。

2 基準の見直し

この基準は、金融環境の変化に応じて、その都度見直すことができる。

付 則

この基準は、平成 14 年 4 月 1 日より施行する。

付 則

改正後の基準は、平成 23 年 6 月 28 日より施行する。

付 則

改正後の基準は、平成 28 年 4 月 1 日より施行する。

付 則

改正後の基準は、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。

付 則

改正後の基準は、令和 7 年 9 月 1 日より施行する。

基金組替運用依頼書

年 月 日

(あて先)日野市長

日野市会計管理者

歳計現金に不足が生じることが見込まれるため、下記組替にての公金運用を依頼するものです。

記

組替金額	円		
組替元			
基金名			
基金預金残高状況	組替前	円	
	組替後	円	
組替先			
会計名			
会計預金残高状況	組替前	円	
	組替後	円	
組替期日	年 月 日		
組替理由			

基金組替運用決定通知書

年 月 日

(あて先)日野市会計管理者

日野市長

下記組替にての公金運用を決定するものです。

記

組替金額	円		
組替元			
基金名			
基金預金残高状況	組替前	円	
	組替後	円	
組替先			
会計名	一般会計		
会計預金残高状況	組替前	円	
	組替後	円	
組替期日	年 月 日		

基金組戻通知書

年 月 日

(あて先)日野市長

日野市会計管理者

年 月 日付にて決定した基金組替運用について、下記組戻したものです。

記

組戻金額	円		
組戻元			
会計名			
会計預金残高状況	組戻前	円	
	組戻後	円	
組戻先			
基金名			
基金預金残高状況	組戻前	円	
	組戻後	円	
組戻期日	年 月 日		